

令和元年12月定例農業委員会議事録

開会 12月25日(水) 午前9時

(欠席委員)伊藤委員

(事務局出席者)原田事務局長、加藤事務局次長、富田主幹、酒井主任主査、山本主査、山口主事、川野主事

(傍聴人) 0名

議長：それでは、ただいまから12月定例農業委員会議事を開催します。

本日は、農業委員の伊藤委員から欠席する旨の届け出を受けております。

現在、出席委員は農業委員が11名、農地利用最適化推進員が9名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名委員を指名します。

2番、塚崎委員、3番、鈴木委員、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議長：議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明を求めます。

【議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました番号1、三好下の件につきまして、地元の野々山委員から御意見を申し上げます。

野々山委員：渡し人につきましては、相続にて農地を取得されましたが、会社勤めであり、後継者についても結婚されて農業を経験していないということです。本家のお兄さんに相談したところ、お兄さんの友人で農地を取得してもいいという方が見えましたので、この案件が成立したそうでございます。

受け人につきましては、現在、畑と果樹を栽培しておりまして、田については作付されておりませんが、今後、田を取得して自家消費分のお米をつくりたいということでございました。説明にもありましたが、機械は田植え機とコンバインは所有していませんが、渡し人のお兄さんが受け人の友人であり、機械を持っていますので、それを貸すということで話もまとまっているそうです。その機械を借りて耕作しますので、別に問題はないと思っております。以上です。

議 長：はい、ありがとうございます。

ただいま野々山委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、御意見等がないようでありますので、採決に移ります。

番号1について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、全員賛成により、番号1については許可することとします。

議 長：続きまして、番号2、苧生の件につきまして、地元の小河委員から御意見ををお願いします。

小河委員：該当農地の近くに住む人に所有権が移るということです。農地の管理もしやすくなって、農地利用の効率化が期待できますので、問題ないと判断します。

議 長：はい、ありがとうございます。

ただいま地元の委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

林委員：確認ですが、登記簿地目が宅地で、現況地目が畑になっています。この写真を見ると、どうも雑種地のように見えますけれども、これは農家台帳に畑として記載があったということで3条に該当したということですか。

事務局：農家台帳にもともと畑として載っていた土地でありまして、従来は草が生い茂っていた土地です。申請されるに当たって、草刈りを行い、現在の状態が今の写真の状況になります。以上です。

議 長：それでは、ほかに意見がないようでありますので、採決に移ります。

番号2について許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、全員賛成により、番号2については許可することとします。

議 長：続きまして、番号3、福谷の件につきまして、地元の林委員から御意

見をお願いします。

林委員：渡し人ですが、経営地が991平米であり、今回、所有権移転をする土地のみということであります。水田については貸し付けをされております。申請地は田が埋め立てしてあって、畑になっていますけれども、現況として、耕作していないような状況であり、草場になっております。今回、受人が取得して、耕作していくということであれば、何ら問題ないということになります。

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：意見等がないようでありますので、採決に移ります。

番号3について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号3については許可することとします。

議長：続きまして、番号4、黒笹の件につきまして、地元の加納委員から御意見ををお願いします。

加納委員：この申請地につきましては、以前から受人の一家で管理をしておりました。たまたまいろいろな事情がありまして、渡人が手放すということになり、受人につきましても農業を一生懸命やっておりますので、特に問題はございません。以上です。

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：意見等がないようでありますので、採決に移ります。

番号4について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、全員賛成により、番号4については許可することとします。

《採決結果：議案第34号 全員賛成4件》

議 長：続きまして、議案第35号、農地法第5条の規定による許可申請の意見についてですが、議事参与の制限に該当する件がありますので、先に該当しない番号1から3、5から8について事務局から説明を求めます。

【議案第35号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：はい、ありがとうございます。

それでは、順次お願いいたします。ただいま事務局から説明がありました番号1、新屋の件につきまして、地元の原田委員から御意見を申し上げます。

原田委員：こちらは、先日23日に現地を確認してきました。図面の補足資料の右側の部分が畑ということで、自家消費の野菜を作っておりました。隣の畑にも一応野菜はつくってあるみたいですが、排水を流すときには水路へ流すということで、周辺農地への影響はないと思われまます。また、こちらの農地が第3種農地ということで事務局より説明がありましたとおり、やむを得ない案件かと思っておりますので、何ら問題ないと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長：はい、ありがとうございます。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、御意見等がないようでありますので、番号1については採決をとります。

番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、全員賛成により、番号1については適当であると意見を付し、

県に対し進達することとします。

議 長：続きまして、番号２、三好上の件につきまして、地元の小林委員から意見をお願いします。

小林委員：申請地でございますけれども、補足資料を見ていただきますと、この土地につきましてはここ数年間、耕作した形跡がありません。また、位置的な問題では、東側は既に建設資機材の現場になっており、西側につきましては、一般住宅がかなり建っているという状況でございます。したがって、ここを駐車場にするとしても特に支障はないような気がします。よろしくお願いたします。以上です。

議 長：はい、ありがとうございました。
ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、意見等がないようでありますので、番号２について採決をとります。

番号２について、県に対して進達するに当たり適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号２については適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議 長：続きまして、番号３、西一色の件につきまして、地元の加藤委員から御意見をお願いします。

加藤委員：はい。この現地は遊休農地の問題になっております。また、この件につきましては、昨年に地区の役員をふれあい会館に集めて、施設をつくりますという説明会がありまして、そのときにも特に反対はありませんでした。

昨日、区長にもこの件について話をしたのですが、特に問題ないということでしたので、いいのではないかなと思っております。以上です。

議 長：はい、ありがとうございました。
ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙

手の上、発言をお願いします。

林委員：この件云々じゃないですけども、駐車場とこの施設の行き来については、この図面でいくと、排水路をまたぐ橋等がないように見受けられます。このままで行くと、市道へ一度出て施設へ行くような図面に見えますけれど、土地改良区の詳細が得られれば、どこかに渡りの橋をつけるといいような気がします。直接転用の内容と関係ない話ですが。

事務局：その件については、話を進めていく中で、事務局としても気になっていた点であり、事業者にもその旨の確認をさせていただきましたが、今のところ、土地改良区の水路の上を通る計画はないということであり、一度道路に出て、建物に渡っていく計画であるということ聞いております。

ただ、状況を見て、今後検討をしていくということでは聞いております。よろしく願いいたします。

議長：それでは、ほかに意見がないようでありますので、番号3について採決をとります。

番号3について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号3については適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号5、明知下の件につきまして、地元の深谷委員から御意見ををお願いします。

深谷(良)委員：番号5の申請内容ですけども、この記載のとおり、農振除外の審議というのは既に済んでいるということです。特別に農地法等に抵触するようなことはないということであり、地域の説明会等も既に済んでおります。したがって、特に問題ないと考えております。以上です。

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、御意見等がないようでありますので、番号5について採決をとります。

番号5について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、全員賛成により、番号5については適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議 長：続きまして、番号6、明知下の件につきまして、同じく深谷委員から御意見ををお願いします。

深谷(良)委員：はい。この件につきましても、もう既に農振除外の審議は済んでおります。そして、これについての地域の説明会等も既に済んでおります。同じように、特別に問題はないかと考えております。以上です。

議 長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

林委員：1つ確認です。この申請ですと、地形的に大分切り土があるように思いますが、切り土の処分ということは聞いてみえますでしょうか。

事務局：残土につきましては、申請書の中で、ほかの事業用地に持っていくというような記載がありました。具体的には、高嶺で予定している倉庫の造成工事の案件です。

議 長：それでは、ほかに意見がないようでありますので、番号6について採決をとります。

番号6について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号6については、適当であると意見を付し、県に対して進達することとします。

議 長：続きまして、番号7、打越の件につきまして、地元の近藤委員から御

意見ををお願いします。

近藤(雅)委員：現地確認につきましては南側に排水路が1本あります。また第3種農地ですので、分家住宅を建築するにあたっては問題ないと思います。以上です。

議長：はい、ありがとうございました。
ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、意見等がないようでありますので、番号7について採決をとります。
番号7について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号7については適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号8、苧生の件につきまして、地元の小河委員から御意見ををお願いします。

小河委員：はい。該当する土地は、6月の農振除外で審議をさせていただいた場所です。分家住宅建設ということで、そこを借りるということはやむを得ないことと判断をしています。以上です。

議長：はい。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等がないようでありますので、番号8について採決をとります。
番号8について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、全員賛成により、番号8については適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議 長：番号4につきましては、議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議 長：それでは、番号4について、事務局から説明を求めます。

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：はい、ありがとうございました。

番号4について、明知上の件につきまして、地元の深谷委員から御意見を申し上げます。

深谷(明)委員：所有者の自宅が従来、申請地の隣にありましたけれども、経営するハウス園芸の近くに移ってしまったということです。今後の管理も難しいというところで、申請地の隣で事業を行う受人が貸してほしいという話があったということです。周りもどんどん住宅になっておりますので、状況的にも環境的にも問題ないと思います。

議 長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、御意見等がないようでありますので、番号4について採決をとります。

番号4について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、全員賛成により、番号4については適当であると意見を付し、県に対して進達することとします。

(該当委員着席)

《採決結果：議案第35号 全員賛成8件》

議長：続きまして、議案第36号、相続税の納税猶予にかかる証明願について、事務局からの説明を求めます。

【議案第36号、相続税の納税猶予にかかる証明願について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました番号1、番号2、三好下の件につきまして一括して審議します。地元の野々山委員から御意見を願います。

野々山委員：はい。申請書の上段、農地につきましては田を作付しておりまして、次の東新月につきましては、登記上は田になっていますが、現状は野菜をつくっておられます。

次の赤羽根でございますが、宅地の横でお母さんが一生懸命野菜をつくっている状況でございます。

次の新月につきましても、ここで野菜をつくってみえます。

次の高根、八和田山、植松、平子につきましては、法人が桃、ミカン、梨等を一生懸命栽培されておりますので、証明書を発行するに当たっては問題ないと思っております。以上でございます。

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、意見等がないようでありますので、採決に移ります。

番号1、番号2について証明書を発行することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1、2については証明書を発行することとします。

議長：続きまして、番号3、4、打越の件につきまして審議いたします。

地元の近藤委員から御意見を願います。

近藤(雅)委員：現地確認しました。位置図を見ただけですと、麦が植えつけされ

ておりまして、全筆法人に貸し出されているということですので、問題ないと思います。以上です。

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：意見等がないようでありますので、採決に移ります。

番号3、4につきまして、証明書を発行することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号3、4については証明書を発行することとします。

《採決結果：議案第36号 全員賛成4件》

議長：続きまして、議案第37号につきましては、鈴木文生委員、近藤元壽委員、萩野委員、加納勇委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議長：それでは、議案第37号、農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明を求めます。

【議案第37号、農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等がある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等がないようでありますので、採決に移ります。

本件について採決します。計画の決定に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により決定することとします。

(該当委員着席)

《採決結果：議案第37号 全員賛成7件》

議長：それでは、続きまして諮問に移ります。諮問第6号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について事務局から説明を求めます。

【諮問第6号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありました番号1、福田の件につきまして、地元の酒井委員から御意見をお願いします。

酒井委員：事業の必要性及び選定理由は事務局から説明があったとおりです。この件は2年前に駐車場の拡張を一度されていまして、そのときも審議されましたけれど、今回、また車両が集約するというので、先端の河川までを駐車場に転用するという事です。排水も農業用水を通じて隣接の河川へ流すということで、農地はこの区画になりましたので、影響は特にないと感じています。地権者とも話し合いがついているということですし、土地改良区とも話がついているということですので、特に問題がないと思います。よろしくお願いします。

議長：はい、ありがとうございます。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

深谷(良)委員：資料26ページの図面と、カラーの補足図面が少し違いますけれど、これはいいのですか。

事務局：はい、すいません。斜線で明示した箇所は過去の農振除外地まで含まれているものであります。今回の申請地はその中の赤い細線で囲った区域になり、大変見にくくなってしまい申しわけないのですが、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長：それでは、ほかに意見がないようでありますので、番号1について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号1については適当であるとして市へ答申することとします。

議長：続きまして、番号2、同じく福田の件につきまして、地元の酒井委員から御意見ををお願いします。

酒井委員：はい。この件に関しては、以前からの経過を少しお話ししたいと思います。

2年半程前にみよし市から工業団地を誘致したい、そのための造成をしたいという話がありまして、地元有志で話し合っ、立地条件等ほかに影響はないということで、あらかじめ賛成でした。市の要望を受けまして、ちょうど2年前に開発推進委員会を立ち上げました。その後、説明会、アンケート、その他調整をやりまして、この2年の間に仮同意、本同意まで得た状況となっております。来年度にはもう本契約をして工事にかかるという段取りになってきております。

特に問題というのはなく、現在駐車場に使っている部分が最初の計画区域から除外されましたけれども、それ以外は全部順調であると思えますので、よろしくをお願いします。

議長：はい、ありがとうございます。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

林委員：この案件、市街化編入ということで、農振除外もやむを得ないかなと思いますが、確認したいのが編入に伴う手続上のスケジュールです。また、開発のスケジュール、造成等のスケジュール。それに伴って、作止めがいつから始まるようになるかということと、この区域内に利用権設定で担い手農家が借りてみえる農地面積がどれぐらいあって、それに対する対応がどうであったかという部分、それだけ確認させていただきたいです

事務局：幾つか言われましたので、回答が漏れてしまったら、また指摘をお願いします。

まずスケジュールについてですが、現在のところ、都市計画部局、農振部局、それぞれ事前調整は既に進んでおります。ついこの間、市の都市計画審議会にも市街化編入並びに地区計画の決定について諮問をさせていただきました、同意の回答をいただいているところです。

本日、農振除外の諮問をさせていただきました、その後、市の3月議

会に地区計画の条例の提案をさせていただきまして、条例が決定となり、愛知県の都市計画審議会の決定が終わった後に、市街化区域の編入の告示が打たれる予定になっております。今の予定ですと3月の下旬を予定しております。

その後、造成工事の開発申請等をさせていただきまして、工事は令和2年の6月ごろ開始する予定になります。造成工事自体は令和4年3月末までの約2年弱を予定しております。企業の立地につきましては、造成の状況にもよりますが、令和3年中に始まっていくというスケジュールを組んでおります。

作止めにつきましては、令和元年産をもってさせていただいております。山本の説明にもありましたが、利用権を結んで担い手農家の方が借地をされておりましたが、もう既に、合意解約をさせていただいております。

林委員：担い手に集約された農地の面積はどのくらいありますか。

事務局：4名の認定農家の方で、約5ヘクタール弱になります。

林委員：この市街化編入に伴う除外案件は、やむを得ないと思います。

今後についてですが、担い手が7割から8割の利用権を設定してあるような優良農地の開発を行うにあたって、農業委員会としての意見を回答したらどうかと思います。

事務局：林委員の意見につきましては、私個人としてはよく理解できるところでありまして、今回のこの地区の開発についても、農業振興を担当している者としましては、いかななものかという気持ちはずっと思っていますけれど、市として決定されたことなので、進めさせていただいております。

今後について、林委員が言われたように、市としてこういった農地を潰して、ほかの土地利用をしていくということであれば、企業立地を担当している職員とも話をさせていただきまして、以前から総合計画の中で位置づけがあります権現山地区について優先的に候補地として上げていただきたいということは伝えさせていただいております。

林委員の申し出があったように、農業委員会としてもそういった意見がもしまとめていただければ、大変ありがたいことだと思いますので、お願いします。

鈴木委員：この資料の中に、みよし市への進出希望が9社、合計面積11.05と書いてありますが、既に進出企業は決まっているのか、造成してからまた新しく希望をとるのか、そこら辺はどうなのでしょう。

事務局：この資料の中にあります進出希望9社、合計面積11ヘクタールとい

うのは、この地区の工業団地造成を行うべきか否かという判断をするときに、市内企業を中心にアンケート調査をさせていただいた結果であります。今回は具体的に計画が定まりましたので、現在、令和元年11月18日から令和2年1月10日までの間で進出希望の受付をさせていただいています。現在のところ、1社から書面で申し出がありました。そのほか数社から問い合わせが来ておりますので、最終的には何社かの進出希望が出てくると思っております。

業者の決定につきましては、別に企業誘致選定委員会を設置しまして、その中で誘致する、しないの決定を2月上旬ごろにしていく予定であります。

議長：それでは、林委員からありましたように、適当であるということについて異議はないけれども、農業委員会として適当であるという返事をするときに、どのような意見をどういう文言でつけるのがいいですかね。事務局、何か案がありましたらお願いします。

事務局：事務局の案ですけれども、この諮問はこの諮問で意見を取りまとめたいただきたいと思えます。林委員が言われたものは別に対応していくのはいかがでしょうか。

議長：実は、今日皆さんに以前から検討していただいた意見書を市長に渡します。意見書は皆さん見ていただいたと思えますが、これにはまだ今協議している文言は入ってないですけれども、口頭でよければ私から口頭で行いますし、文書がいいなら文書で行います。どっちがいいですかね。

鈴木委員：農業委員会の立場というのは農地を守る立場ですから、林委員が言われたとおりでと思えますけれども、市全体や、本来の皆さんの気持ちとすれば、こういった開発がよそでもされることがあれば、進めてもらいたいというような気持ちもあるかと思えます。なので、会長が今日市長に会われた際に、農業委員会の中でこういう意見がありましたと口頭で伝えるぐらいではいかがかなと思えます。

林委員：委員会の中でそう決まれば、私は何ら異論ありません。

議長：では、そういう鈴木委員の意見がありますけれど、異議のある人が見えなければ、今日の午後1時に意見書を出すことになっておりますので、その際の意見交換の中で対応したいと思えます。よろしく願います。

それでは、採決をします。

番号2について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、全員賛成により、番号2については適当だとして市へ答申をすることとします。

議 長：続きまして、番号3、打越の件につきまして、地元の近藤委員から御意見ををお願いします。

近藤(雅)委員：現地確認に行きまして、位置図を見ていただきますと、左上の写真に倉庫が立っておりまして、農地としては利用されていなかった土地です。分家住宅について何も問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

議 長：はい、ありがとうございました。
ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、意見がないようでありますので、採決に移ります。
番号3について、市に対し、適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、全員賛成により、番号3について、適当であるとして、市へ答申することとします。

議 長：続きまして、番号4、筋生の件につきまして、地元の小河委員から御意見ををお願いします。

小河委員：先日現地を見た際は一部アスファルトで固められていましたが、農地へ復旧をしています。周辺状況は住宅地に近いところですので、変更は問題ないと思われま。

議 長：ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、意見がないようでありますので、番号4について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、全員賛成により、番号4については適当であるとして、市へ答申することとします。

ちなみに、先ほど事務局から用意していただいたこの3枚目を見ていただくと、工業系の開発誘導ゾーン、都市計画マスタープランという市の計画があるのですが、その都市計画マスタープランの中にこの空色の部分が工業系で開発を誘導しますというふうになっています。なので、将来的にこの色の塗ってある部分は大規模な開発の計画がされる可能性があるということで認識していただけるといいと思います。参考までに事務局につけていただきましたので、よろしくをお願いします。

《採決結果：諮問第6号 全員賛成4件》

[事務局報告]

事務局：《資料に基づき説明》

ア 令和元年11月分農地転用届出の受理状況について

議 長：はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、以上で予定しました議事等は全て終了いたしました。

これをおもちまして議長の職を終了させていただきます。ありがとうございます。

引き続き、農地利用最適化推進会議を行いますので、議事の進行を事務局へお渡しします。

事務局：大変ありがとうございました。

時間が長くなっておりますが、引き続き、農地利用最適化推進会議を進めさせていただきます。

今月は3件用意させていただきました。

初めに、事務局から説明をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

- 1 農業委員会組織による「令和元年台風19号等災害義援金」の募集について
- 2 農業委員会意見交換会の開催について
- 3 農業委員会視察研修の収支報告について

事務局：《資料に基づき説明》

事務局：以上であります。何か御質問がありましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

事務局：それでは、以上をもちまして会議を終了させていただきます。

一同、御起立をお願いします。

一同、礼。

(閉会午前11時00分)